

このとり相談 (不妊専門相談事業) のお知らせ

☎ 湯浅保健所保健課 ☎ 64-1294

内容及び対象

不妊で悩んでいる方々が気軽に相談できる窓口として、不妊に関する情報提供や医学的な相談・心の悩みの相談・指導を行います。

担当

吉岡レディースクリニック院長
吉岡 潤 医師 (偶数月)
くすばやし医院院長
楠林 秀紀 医師 (奇数月)

日時：ご予約の際に日程調整します
場所：湯浅保健所 (1階診察室)

不妊治療費助成事業のお知らせ

一般不妊治療

体外受精・顕微授精以外の治療及び検査に要した費用の一部を支援する町の助成制度です。

対象者：夫または妻のいずれかが、和歌山県内に1年以上住民登録をしていること及び申請日に本町に住民登録をしていること。

対象治療

- ・治療開始前に不妊の原因又は不育の原因を調べるための検査
- ・医療保険各法の対象となる不妊治療及び不育治療
(例：タイミング療法、薬物療法、手術治療など)
- ・医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を除く治療 (例：人工授精など)

助成額：年度 (4月1日～3月31日) あたり、上限3万円。

助成期間は、連続する2年間。

お問合せ先：健康推進課保健子ども係(8番窓口) ☎ 65-3008

特定不妊治療

体外受精・顕微授精等の不妊治療に係る費用を支援する国の助成制度です。

お問合せ先：湯浅保健所保健課 ☎ 64-1294

がん患者妊孕性温存治療費助成事業のお知らせ

☎ 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 ☎ 073-441-2640

将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者さんに対して、がん治療開始前に行う生体機能(妊孕性)温存治療に必要な費用の一部を和歌山県が助成するものです。

助成治療内容

対象となる治療	助成上限額
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
未受精卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	3万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

※1人につき通算2回まで

対象者

治療の開始日に和歌山県内に住所を有する43歳未満の方。

※その他諸要件がありますので、詳しい内容や手続き方法については、お問合せ先までご連絡ください。



未来の元気な赤ちゃんの為に

風しんを予防しましょう！

申問 健康推進課保健子ども係(8番窓口) ☎ 65-3008

風しんは妊娠初期に感染すると生まれてくる赤ちゃんが、白内障、心疾患、難聴などの障がいを持つ可能性があります。妊娠を希望される方は、生まれてくる赤ちゃんを守るためにもワクチン接種をお勧めします。

また、周囲の方も風しんが流行しないように抗体検査を受けて、抗体が十分でない場合は、予防接種を受けましょう。



妊娠を希望する女性及び妊婦の夫には…

① 19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性又は妊婦の夫で、風しんワクチン接種を希望される方は、接種前に右記窓口まで必要書類を取りにきてください。

② 医療機関で、ワクチン接種後料金を支払い、接種済証と領収書をもとに、

③ 窓口で、必要書類とともに接種に要した費用の助成(上限1万円)を申請する。

* 助成期間は、令和4年3月31日までです。
* 妊婦は、接種を受けることができませんので、接種前に妊娠していないか必ず確認してください。また、接種後2ヶ月は避妊してください。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の方には…

① 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、クーポン券を送付

② クーポン券を持参し、風しん抗体検査を受検

③ 抗体検査の結果、十分な量の抗体がない場合、風しん予防接種を実施
* 令和3年4月に送付したクーポン券を使用して、医療機関又は健康診断の際に抗体検査を受けてください。
* クーポン券には使用期限(抗体検査は令和4年2月末まで)がありますので、1)注意ください。

子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

申問 健康推進課保健子ども係(9番窓口) ☎ 65-3008

子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化しているなか、子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うための給付金です。

支給額

児童一人当たり一律5万円
* なお、児童扶養手当を受給している方は、既に県から給付金を支給済みです。

支給対象者

① ②の両方に当てはまる方
① 令和3年3月31日時点で18歳未満(障がい児の場合、20歳未満)の児童を養育する父母等(令和4年2月までに生まれた子どもが対象になります。)

② 令和3年度の住民税均等割が非課税の方
または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方

支給手続について

● 申請が不要な方
○ 令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割が非課税の方、令和4年2月までに生まれた子を養育する父母等で住民税均等割が非課税の方

● 申請が必要な方
○ 平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童のみを養育する父母等で住民税均等割が非課税の方
○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方
詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。